

社会福祉施設等における感染症等発生時の報告等事務取扱要領

1 目的

この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する施設および事業所（以下「社会福祉施設等」という。）において、感染症等が発生した際の市への報告に当たり必要とされる事項を定め、もって当該施設および事業所の適正な運営を図ることを目的とする。

2 社会福祉施設等の対応

(1) 体制の確保

社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長（管理者を含む。以下同じ。）に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。

(2) 医師等の対応

社会福祉施設等の医師および看護職員は、感染症もしくは食中毒が発生またはそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。

また、社会福祉施設等の医師および看護職員その他の職員は、感染症もしくは食中毒の患者またはそれが疑われる者（以下「有症者等」という。）の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。

(3) 状況および措置の記録

社会福祉施設等においては、感染症もしくは食中毒が発生またはそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況および講じた措置等を記録すること。

(4) 市への報告

社会福祉施設等の施設長は、3により市の所管課に有症者等の状況等を迅速に報告するとともに、指示を求めるなどの措置を講ずること。

(5) 検体の確保

有症者等が発生した社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

(6) 日常の対応

社会福祉施設等においては、日頃から、感染症または食中毒の発生およびまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員および利用者に対して手洗いやうがいを励行させるなど衛生教育の徹底を図ること。

また、年1回以上職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

3 報告の対象、方法

(1) 対象施設・事業所

別表1のとおり

(2) 対象疾病名

利用者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のa～fの感染症またはgに該当する場合。

このうち、c～fに該当する疾病名は別表2のとおり。

なお、a、bについては、発生またはその疑いがある場合に政令等で指定されるため、現在具体的な疾病名はない。

a 新感染症

b 指定感染症

c 一～四類感染症

d 五類感染症のうちの全数把握疾病

e 新型インフルエンザ等感染症

f 五類感染症のうちの定点把握疾病またはその疑いのある者が発生した場合

g a～f以外に有症者等が発生した場合

(3) 感染者数等の要件

ア (2)対象疾病名のa～eの場合
有症者等が発生した場合。

イ (2)対象疾病名のf、gの場合

次のいずれかに該当する場合。

- ① 同一の感染症もしくは食中毒による、またはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が発生した場合
- ② 同一の感染症もしくは食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が1週間以内におおむね10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ③ ①および②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(4) 報告の方法・報告先

上記(1)から(3)に該当した場合、社会福祉施設等の施設長は、別表の施設および事業所の種別に応じて、別記様式1により市立函館保健所保健予防課に報告するとともに、担当課に対しても同様の報告を行うこと。

なお、当該報告後、社会福祉施設等の感染者等の状況については、所管課から逐次報告を求める場合があるので、その指示により報告を行うこと。

4 終息報告

報告した感染症等が終息したときは、社会福祉施設等の施設長は、別記様式2により3(4)の報告先に報告すること。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。